

【動物用管理医療機器販売・貸与業届出関係事項の変更届出について】



届出は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間： 平日 午前8：30～11：30 午後1：00～4：30

必要書類

必要書類	注意
<input type="checkbox"/> 動物用管理医療機器販売・貸与業届出関係事項変更届出書	○法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載

変更事項別必要添付書類

変更事項	添付書類
○届出者の氏名又は名称及び住所 ○営業所の名称 ○営業所における兼営事業の種類 ○営業所管理者の氏名または住所	左記の場合、届出書のみで添付書類は不要
○営業所管理者	<input type="checkbox"/> 資格を証する書類(下記①～③のいずれかを提出すること) ① 医療機器の販売又は貸与に関する業務に3年以上従事したことを証する使用者の証明書 ② 医療機器製造業または修理業の責任技術者講習会の修了証(*) ③ 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師等の免許証(*) (*)については原本確認します ※上記以外でも管理者の資格となりうるかについては、管轄家畜保健衛生所にお問い合わせください <input type="checkbox"/> 雇用契約書
○営業所の構造の主要部分	<input type="checkbox"/> 営業所の平面図(変更箇所を明記すること)

留意事項

変更の日から30日以内に届け出ることが必要です。

※ 営業所の所在地を変更した場合は、変更届ではなく、旧営業所の廃止届及び新営業所の新たな届出になります。

※【営業所の構造の主要部分の変更届出】の場合 受付後に日程等を調整の上、構造設備の概要等について立入を行います。

※ 不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

